

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の労働安全衛生政策を実現するための調査研究実施機関として法人の機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「公共の利益の増進の推進」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

I 労働安全衛生に関する調査研究

1 労働災害防止等に資する調査研究への重点化等

中期目標管理法人である研究所として、労働安全衛生関係法令の制定、改正等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発など、本法人が担うべき真に必要な労働災害防止、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。
- ② 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生の水準向上のための基盤的知見が必要であることから、日本学術振興会科学研究費補助金等（以下「科研費等」という。）の競争的研究資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化する。
- ③ 中長期的視点から、他の機関との役割分担を行いつつ、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。さらに、開発した機器等については、特許の取得、JIS や ISO への標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。

- ④ 平成 26 年 11 月に設置した過労死等調査研究センターにおいて、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進する。

2 統合による相乗効果の発揮

本法人は、平成 28 年 4 月に独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「労働者健康福祉機構」という。）と統合することが予定されている。また、その際、統合にあたっては、現在、中央労働災害防止協会へ委託し、日本バイオアッセイセンターで実施している化学物質の長期吸入試験等事業（化学物質の有害性調査）を、統合後の新法人の業務に追加することとなっている。

これらのことを踏まえつつ、この統合に当たり、本法人が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労働者健康福祉機構の労災病院が持つ臨床研究機能が、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう、以下のような五つの分野の研究課題に取り組む。

- (1) 過労死等関連疾患（過重労働）
- (2) 石綿関連疾病（アスベスト）
- (3) 精神障害（メンタルヘルス）
- (4) せき損等（職業性外傷）
- (5) 産業中毒等（化学物質ばく露）

なお、統合後の新法人においては、これらの統合による相乗効果を発揮するための研究について、新法人の運営費交付金のみならず、外部研究資金の活用も考慮するものとする。

また、上記の統合による相乗効果を発揮する研究への取組を踏まえつつ、これまで本法人において取り組んできた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及・活用などを行うための体制を維持することが必要である。

II 労働災害の原因の調査

労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法に定められた本法人の重要業務であり、

高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。このため、引き続き、労働安全衛生法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や本法人の行う災害防止のための研究への活用・反映を行う。さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努める。また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努める。

第2 組織の見直し

労働者健康福祉機構との統合に伴う業務実施体制等の見直し

参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。（中略）また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないように、十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。」とされたことを踏まえ、研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部（仮称））を新法人の本部に設置の上、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、新法人における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこととする。

第3 業務運営の効率化

I 業務運営の合理化等

管理部門については、労働者健康福祉機構との統合に当たり、統合後、統合効果の発揮していく過程の中で、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務を充実しつつ、業務の効率化を図ることにより合理化するものとする。

また、統合後は、各研究所関連部署間の十分な意思疎通・情報共有を図る必要があることから、従来から本法人内で実施してきたWEB会議の運用拡大を図るとともに、研究所関連部署間において、順次、電子決裁を拡大するなどにより、コスト

の削減を図るものとする。

さらに、統合後においては、新法人のスケールメリットを活かして、新法人における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進める。

II 優秀な人材の確保及び育成

限られた人員の中で、労働安全衛生に関する調査研究を発展させ、かつ、統合による相乗効果を発揮するためには、優秀な人材の確保と長期的視点に立った若手研究員の戦略的育成が不可欠である。このため、女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、研究ニーズや本人の研究業績、経験、将来性等を考慮した柔軟な採用、計画的な研修の実施、若手研究員による科研費等の競争的研究資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置を行う。さらに、研究員の能力開発を図るためのキャリア・アップを戦略的に実施する。

III 外部研究資金の活用

外部研究資金については、統合による相乗効果を発揮するための研究への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、本法人の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。

IV 情報セキュリティの強化

個人情報等の漏えいは本法人の信頼を揺るがすことに直結することから、これまでも、情報セキュリティ対策については、各種規程の整備、研修・教育の実施によるこれら規程の遵守の徹底に努めてきたところであるが、今後とも情報セキュリティ対策について、ハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持するための適時・適切な研修を継続する。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

I 的確な評価を実施するため、厚生労働大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関す

る指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)に基づき、目標を策定するものとする。

Ⅱ 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。